

支払決議書	支払年月日	令和 年 月	合計	扱者
	支払額			

健康保険組合使用欄

直接支払制度を利用しない場合

記号・番号は、①マイナポータル、②資格情報のお知らせ、③資格確認書(健康保険証)のいずれかでご確認ください。

出産育児一時金 支給申請書

チェック項目は該当するものに✓

被保険者が記入するところ	① 被保険者証の記号と番号	記号 〇〇〇 番号 〇〇〇〇〇	② 氏名	フリガナ ケンポ タロウ 健保 太郎	③	生年月日	☐ 昭和 ☒ 平成 〇 年 1 月 1 日
	④ 申請者の住所	〒 XXX - XXXX ※ 都道府県から記入してください。 〇〇県△△市□□□町1-1			⑤ 電話番号	〇〇-△△△△-□□□□	
	⑥ 出向者は出向元を記入 名称	〇〇〇〇株式会社		⑦ 被扶養者の出産はその者の氏名・生年月日	健保 花子	☐ 昭和 ☒ 平成 〇 年 3 月 1 日生	
	⑧ 出産年月日	令和 〇 年 9 月 1 日		⑨ 生産児数	⑩ 死産児数	⑪ 死産の時はその妊娠経過週数	週
	⑫ 出産した医療機関等の名称	〇△□病院		所在地	〇〇県△△市□□3-2-1		

証明欄 ※いずれか一方で証明を受けてください	医師・助産師による証明 (市区町村の証明)	⑬ 出産した年月日	令和 年 月 日	⑭ 生産または死産の別	☐ 生産 ☐ 死産 (妊娠 週 日)		
		⑮ 出生児数	☐ 単胎 ☐ 多胎 (児)		⑯ 備考		
		⑰ 上記のとおり相違ないことを証明する。 令和 年 月 日 医療機関等の名称 医師・助産師名					
		【生産の場合】 医師・助産師 または 市区町村長 に証明を受ける TEL					
		⑱ 本籍					
		⑲ 筆頭者氏名					
		⑳ 出生届出日	令和 年 月 日	㉑ 出生年月日	令和 年 月 日		
		㉒ 上記のとおり相違ないことを証明する。 令和 年 月 日 市区町村長名 TEL					

※ ㉔・㉕はどちらか一方に記入してください(任意継続および資格喪失後の申請の方→㉔、在職中の方→㉕)

支払金融機関	㉔	一二三四五	☒ 銀行 ☐ 信組 ☐ 金庫 ☐ 農協	新橋	☒ 支店 ☐ 出張所	備考欄
	金融機関コード [9999]		店番号 [999]			
	預金種別	口座番号	フリガナ	ケンポ タロウ		
	☐ 普通 ☐ 当座	〇〇〇〇〇〇〇	口座名義	健保 太郎		

㉔・㉕は「記入上の注意」の「給付金の振込先について」を参照のうえ必要箇所を記入する

委任状	㉕ 本請求に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。 令和 〇 年 9 月 15 日	住所	〇〇県〇〇市□□□町1-1	
	被保険者(申請者)	氏名	健保 太郎	
任状	受取代理人	住所	〒 XXX - XXXX TEL 〇〇-XXXX	
		フリガナ	〇〇〇〇カブシキガイシャ ●●●●	
		氏名	〇〇〇〇株式会社 代表取締役●●●●	

(申請者が在職中の場合)事業所担当者は必ず押印

事業所担当者印

担当

受付日付印

※ 訂正箇所については、二重線で抹消し正しくご記入のうえ、訂正部分には訂正者の印を押してください。

【記入上の注意】

- ・ 選択項目については、□に✓を入れてください。
- ・ ①記号・番号は保険証に記載されています。
- ・ 証明欄については、「生産」の場合は、医師・助産師(⑬～⑰)または市区町村長(⑱～㉓)のいずれか一方で証明を受けてください。
「死産」の場合は、医師・助産師(⑬～⑰)による証明を受けてください。⑭に「妊娠〇週〇日」の記入が必要です。
- ・ 給付金の振込先について
〔在職中の申請の場合〕
⑪委任状の被保険者(申請者)の欄に記入してください。事業主の選定した受取代理人へ給付金を振り込みます。
⑩への記入は不要です。
〔任意継続被保険者の方もしくは資格喪失後の申請の場合〕
⑩に指定口座の情報を記入してください。
申請者の名義ではない口座への振り込みを希望する場合、⑪委任状への記入が必要です。

添付書類

- 1) 医療機関等との合意文書(写し)
… 直接支払制度を利用しない旨、請求先の保険者が当健保組合である旨を記載したもの
- 2) 医療機関等から交付を受けた「出産日・出産児数・代理受取額」が記載された領収書または明細書(写し)
… 産科医療補償制度対象分娩については「産科医療補償制度加入機関」のスタンプが押されたもの

※ 海外で出産した場合

- 1) 海外の病院での出産の証明書(原本)
- 2) 1の翻訳書
… 特定の様式はありません。証明書の内容に準じてA4用紙で作成してください。また、翻訳者の氏名・住所・電話番号を記入の上、印を押してご提出ください。

健康保険の給付を受ける権利は2年間で消滅します。
出産育児一時金の時効の起算日は「出産日の翌日」となります。

住友金属鉱山健康保険組合
(2024年12月改訂)